

札幌対第 50756 号
令和 5 年(2023 年)11 月 15 日

札幌市長 秋元 克広 様
(環境局環境事業部)

札幌市長 秋元 克広
(環境局環境都市推進部)

発寒清掃工場更新事業計画段階環境配慮書に係る意見について

標記の件について、札幌市環境影響評価条例第 6 条の 10 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

本事業は、札幌市西区発寒 15 条 14 丁目地区を事業実施想定区域として、札幌市の一般廃棄物処理施設である発寒清掃工場の老朽化等に伴い、同工場の隣接地に処理能力 640t/日の施設として更新するものである。

事業計画の更なる検討に当たっては、次に掲げる事項について検討を加え、本事業による環境影響を極力回避又は低減すること。また、検討結果を方法書以降の手續に反映させること。

1 総論

(1) 複数案の絞り込みについて

本事業実施想定区域の周辺には、学校、病院、社会福祉施設その他の環境の保全についての配慮が必要な施設や住居・事業場が存在することから、更新後の発寒清掃工場（以下「新工場」という。）の稼働に伴う環境への影響が極力回避又は低減されるよう、煙突の高さや配置等について十分考慮の上、適切な絞り込みを行うこと。

(2) 相互影響について

方法書以降の手續においては、影響要因ごとの調査、予測及び評価を行う必要があるが、新工場の試運転期間中に、現発寒清掃工場とが一時的ではあるが同時に稼働する可能性があることから、大気質をはじめとして複合要因による相互影響についても十分に検討すること。

2 各論

(1) 大気質について

ア 工事の実施において、建設機械の稼働や資材及び機械の運搬車両の走行に伴い、周辺の住居等の生活環境に影響を及ぼす可能性が考えられることから、窒素酸化物等も環境影響評価項目に追加すること。

イ 短期高濃度条件の影響を検討するに当たっては、上層逆転層発生時や逆転層崩壊時等の様々な条件における大気汚染物質の拡散状況を十分考慮した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 騒音及び振動について

新工場の施設の稼働に伴う騒音及び振動の影響について、周辺の住居等への影響がより低減されるよう調査、予測及び評価を十分に行うこと。

【担当】

環境局環境都市推進部環境共生担当課

電話:011-211-2879 FAX:011-218-5108